

海技大学校における活動制限指針(2022年5月30日～)

各活動の制限程度 (レベル)	コース	海上技術コース 海技士コース 外航基幹職員養成コース 水先コース		運航実務コース等 (通信コース (スクリーニング) を含む) ※ コース別カテゴリー 参照	学生寮		教職員		活動制限レベルの決定に関して、想定される 全国的感染状況や社会状況 (※コース・活動毎に制限レベルは判断)
		講義	実習		入寮	食事提供	業務体制	会議	
0	通常	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	コロナ禍以前と同等、又は新型コロナウイルス感染症が他の季節性インフルエンザと同程度の注意で十分な状況 (e.g.ワクチン接種などで対応可能な状況) を想定
1	一部制限	十分な感染防止措置を講じた上で原則、対面により実施するただし、一部については、学校の判断に基づき、遠隔により実施する	十分な感染防止措置を講じた上で対面により実施する	十分な感染防止措置を講じた上で全てのカテゴリーの講習を実施するただし、一部については、学校の判断に基づき、中止する	十分な感染防止措置を講じた上で全コースの入寮を認める	十分な感染防止措置を講じた上で入寮者及び希望者について食事を提供する	十分な感染防止措置を講じた上で、対面にて実施するが、オンライン参加を推奨	十分な感染防止措置を講じた上で、通常業務を行う	全国的に感染状況が押さえられている状況であり、感染症対策の効果と社会活動のバランスが取れている感染・社会状況を想定
2	制限-小	十分な感染防止措置を講じた上で対面を中心実施ただし、一部については、学校の判断に基づき、遠隔により実施する	十分な感染防止措置を講じた上で対面により実施するただし、一部については、学校の判断に基づき、遠隔により実施する	十分な感染防止措置を講じた上で優先度S、A、Bの各カテゴリーの講習を実施するただし、一部については、学校の判断に基づき、中止する	十分な感染防止措置を講じた上で運航実務コース等以外の入寮を認める	十分な感染防止措置を講じた上で入寮者及び希望者について食事を提供する	十分な感染防止措置を講じた上で、通常業務を行うが、時差出勤と在宅勤務を推奨する	原則としてオンライン参加ただし、十分な感染防止措置を講じた上で、校長が認めた場合は対面も可能	全国的な感染状況の上昇または下降期にあって、感染者数は多い状況ではあるが、社会活動制限までは不要と考えられる感染・社会状況を想定
3	制限-中	原則、遠隔を中心に実施するただし、一部については、学校の判断に基づき、十分な感染防止措置を講じた上で、対面により実施する	十分な感染防止措置を講じた上で対面により実施するただし、一部については、学校の判断に基づき、中止する	十分な感染防止措置を講じた上で優先度S、Aの各カテゴリーの講習を実施するただし、一部については、学校の判断に基づき、中止する	十分な感染防止措置を講じた上で運航実務コース等以外の入寮を認める	十分な感染防止措置を講じた上で入寮者及び希望者について食事を提供する	十分な感染防止措置を講じた上で、業務上必要な人員が(時差)出勤し、その他の在宅勤務とする	原則としてオンライン参加ただし、十分な感染防止措置を講じた上で、校長が認めた場合は対面も可能	地域を限定して緊急事態宣言が発令（まん延防止等重点措置の適用を含む）されているか、あるいは発令されそうな感染拡大状況にあって、不要不急の外出や移動の自粛が望ましいとされているような感染・社会状況を想定
4	制限-大	原則として遠隔のみ	代替手段や時期の変更により実施する	十分な感染防止措置を講じた上で優先度S、Aの各カテゴリーの講習を実施するただし、一部については、学校の判断に基づき、中止する	十分な感染防止措置を講じた上で運航実務コース等以外の入寮を認める	十分な感染防止措置を講じた上で入寮者のみに制限して食事を提供する	十分な感染防止措置を講じた上で、業務上必要な人員が(時差)出勤し、その他の在宅勤務とする	原則としてオンライン参加ただし、十分な感染防止措置を講じた上で、校長が認めた場合は対面も可能	(ほぼ)全国一律で緊急事態宣言が発令（まん延防止等重点措置の適用を含む）されるような感染拡大状況において、外出や移動の自粛が強く要請されているような場合を想定
5	原則停止	原則として全て中止	原則として全て中止	原則として全て中止	原則として全て中止 (寮閉鎖)	原則として全て中止 (寮閉鎖)	校長が認めた者ののみの最低限の出勤とする	オンライン参加のみただし、十分な感染防止措置を講じた上で、校長が認めた場合は最低限の人数で対面も可能	緊急事態宣言発令（まん延防止等重点措置の適用を含む）の有無に関わらず、一律の休校措置、又は学内のクラスター発生状況による臨時休講措置などを想定

コース別カテゴリー		主なコース
カテゴリーS	国際条約等に対応し、近々にも受講が必要なコース	POLAR基本訓練、IGF基本・上級訓練、SSO・CSO講習、STCW基本訓練
カテゴリーA	資格等に係り、近々に受講が必要なコース	BRM訓練、PEC講習、ECDIS Generic、ECDIS Type-Specific、GMDSS新規訓練、限定救命艇手、二海特、フロン講習、ERM訓練、登録船舶職員・登録海技免許講師・管理者研修、STCW講師講習、水先更新講習
カテゴリーB	国際条約や資格等に係るが、近々の受講は必要ではないコース	同上
カテゴリーC	上記以外のコース	操船シミュレータ、原油タンカーシミュレータ、GMDSS陸上事前訓練、航海計器実務、内航安全実務、安全担当者、甲板作業管理者、ディーゼル機関開放、油圧回路、電気の基礎と有接点リレー、溶接、旋盤、船員短期再教育、初級海事実務

※この活動制限指針は、今後の状況に応じ、隨時見直しを行う場合がある